

第7章 計画の推進

計画を推進し、循環型社会を実現していくためには、県民・事業者・行政などの各主体が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら、関係者が一体となって取り組む必要があります。

第1節 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

一般廃棄物対策については、市町との連携が不可欠であることから、「環境行政総合調整会議」などを通じて、市町との協議・調整を図り、協働して計画を推進します。

産業廃棄物対策については、処理責任を担う排出事業者や産業廃棄物処理業者との連携・協力が不可欠であることから、業界団体や処理業者の団体である社団法人広島県産業廃棄物協会と、計画の推進について協議・調整を図ります。

また、県民や「ひろしま地球環境フォーラム」や「広島県地球温暖化防止活動推進センター¹」など環境保全団体との連携を密にして、計画の推進を図ります。

なお、計画に掲げた施策は、県の各部局の施策とも深く関わっていることから、関係部局で構成する「地球環境問題対策協議会²」や「地球環境対策室³」における協議・調整を通じて、着実な施策の推進を図ります。

2 進行管理

廃棄物の減量化等の目標については、排出量等の状況把握と計画の進捗状況の確認を行いながら、施策を適切に実施し、計画の達成を目指します。

一般廃棄物については、毎年、排出及び処理の状況に関する実態調査を行い、産業廃棄物については、5年ごとに行う排出及び処理の状況に関する実態調査に加え、毎年実施する補完調査により、それぞれ計画達成の度合いの進行管理を行います。

その他、適正処理などの施策については、常に計画と実情を比較検討し、施策の見直しを図りながら、進行管理します。

1 地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日付けで（財）広島県環境保健協会を指定している。

2 地球環境問題対策協議会：本県における地球環境問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した副知事をトップとする庁内組織のこと。

3 地球環境対策室：環境基本計画、実施計画の推進等について、県の各部局が一体となって総合的かつ計画的に進めるための庁内関係室員からなるマトリックス組織のこと。

第2節 各主体の役割

1 県民の役割

県民は、日常生活の中で自らごみの排出者であり、ごみ問題の解決には日々の一人ひとりの行動が重要であることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組の実践に努める必要があります。

- ごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践
- 再品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ごみの分別や回収ルールへの遵守などリサイクルシステムへの協力
- 地域清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加

2 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことや拡大生産者責任⁴を有することを十分に認識し、行政の施策に積極的に協力し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施
- 長寿命製品、詰替え型製品、リサイクルしやすい製品等の製造・販売
- 製造・販売した製品の回収や再利用の推進
- 再生資源の積極的な活用
- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 業界等による環境保全活動の推進

3 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があり、排出事業者責任の原則の一翼を担うものであることを十分に認識し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 情報公開の推進による信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と適正管理の徹底
- 廃棄物の減量化や再生利用の促進
- 処理業者団体の組織体制の強化

4 拡大生産者責任：生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取やリサイクルを実施することなどが上げられる。

4 市町の役割

市町は、区域内の一般廃棄物について、その減量化に向けた住民の自主的な活動の促進を図るとともに、適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、次のような取組を進めていく必要があります。

- 住民への情報提供，普及啓発
- 住民のごみ減量化等の取組の支援
- 一般廃棄物の発生抑制，再使用，再生利用の推進
- 一般廃棄物の適正処理の推進
- 他市町と連携した処理の推進
- 不法投棄防止対策の実施
- 災害廃棄物処理体制の確保
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン調達等の推進

5 県の役割

県は、廃棄物の発生抑制，適正な循環的利用（再使用，再生利用，熱回収）及び適正処理を推進するため，計画的かつ総合的な施策を講じるとともに，県民，排出事業者，廃棄物処理業者及び市町と連携して，次のような取組を進めていきます。

- 廃棄物の発生抑制，再使用，再生利用の促進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 不法投棄防止対策の推進
- 処理施設確保に向けた支援及び公共関与による処理の推進
- 市町に対する一般廃棄物の適正処理等に関する技術的支援
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 市町における災害廃棄物処理体制整備の技術的支援
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン調達等の推進